

小田原市上下水道事業運営審議会 会議録

会議名	令和８年度第２回小田原市上下水道事業運営審議会	
日時	令和８年７月３１日（金） 午前９時４５分～午前１１時１５分	
場所	小田原市上下水道局第２・３会議室	
次第	１ 開会 ２ 審議事項 （１）水道料金改定について ３ 報告事項 （１）小田原市下水道施設包括的維持管理業務について ４ 閉会	
資料	審議資料１ 水道料金の改定について（第１回） 添付資料 水道料金改定について（諮問） 報告資料１ 小田原市下水道施設包括的維持管理業務について	
出席者	審議会	長岡会長、根上副会長、堀内委員、内田委員、鈴木委員、金井委員、大津委員、齋藤委員、森委員、川崎委員、志村委員
	事務局 （市）	（上下水道局）西浦局長、金田水道技術担当局長、淵上副局長、 （経営総務課）望月経営改善担当課長、稲畑総務係長、栗原総務係長、小林主査 （給排水業務課）瀬戸課長、手塚副課長 （水道整備課）石井課長、曾根副課長、多田副課長、上島副課長、関野維持係長 （下水道整備課）湯山副課長、初瀬川副課長、塩海維持係長 （浄水管理課）瀬戸課長、佐藤副課長、佐草施設係長
傍聴者	０人	

会長	次第に沿って進める。審議会は原則公開である。傍聴者がいる場合には入室を許可する。 事務局、いかがか。
事務局	現時点では傍聴希望者はいない。 なお、審議会途中において傍聴希望者が訪れた際は、審議中の注意事項を説明のうえ、議事の進行に支障のない範囲で適宜、入場させることとする。
会長	それでは、「2 審議事項（１）水道料金改定について」を議題とする。 この件については、本日、審議会に先立ち、小田原市長から私あてに諮問があった。この諮問に基づき審議していく。本日の審議内容について、事務局から説明を求める。
事務局	審議資料１をご覧いただきたい。 本日は大きく５つの項目を説明するが、内容が多いため、３回に分けて説明し、途中で２回質疑の時間を設ける。 まず、「本審議会について」と、本市の現状を把握するための「事業の現状と将来の見通し」を説明する。次に収入の柱である「水道料金体系の現状と問題点」、これらを踏まえた「料金改定の検討の必要性」について説明し、最後に「検討スケジュール」について説明をする。 ３ページをご覧いただきたい。本審議会は、小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に基づき設置された附属機関であり、その組織、運営等に関し必要な事項は審議会規程に定められている。中段「1-2. 位置づけ」だが、本審議会は、市長から諮問を受けて審議を行い、意見をまとめ、答申として市長に提出する。市長は、答申の内容を踏まえ、市議会に対して条例改正などの議案を提出する。 下段「1-3. 料金改定の諮問」は、本審議会の開催に先立ち、市長から長岡会長に水道料金改定について諮問した。諮問書の写しを卓上に配布したので、読み上げる。 （諮問書内容の読み上げ） 続いて「事業の現状と将来の見通し」について説明する。 ５ページをご覧いただきたい。本市の水道事業の概要だが、昭和８年に創設認可を受け、昭和１１年に供用を開始した。高度経済成長期の急激な水需要増加に合わせ、第一期から第五期にわたる拡張事業を繰り返し、施設を整備してきた。現在、給水人口は約１７万人、普及率は９７％に達している。

6 ページをご覧ください。本市の水道施設は、取水施設 10 箇所、浄水施設 3 箇所、配水施設 15 箇所を擁し、水道管（管路）の総延長は令和 7 年度末時点で 776.02km となっている。これは小田原市から直線距離で北九州市あたりまで届く非常に長大なインフラであり、これを今後も安全に維持管理していく責任がある。

次に、この長大なインフラを維持していくための事業環境が今後どのように変化していくのかを説明する。

7 ページをご覧ください。給水人口の見通しを示している。

本市の行政区域内人口は今後も減少する見通しであり、水道の普及率はすでに 97% とほぼ上限に達していることから、今後新規の水道利用者が大きく増えることは見込めず、給水人口は人口の減少に比例して、減少し続ける見込みである。

人口が減少すれば、使われる水の量も減る。これが収入面にどのような影響を及ぼすかについて説明する。

8 ページをご覧ください。水需要と水道料金の見通しである。人口減少に加え、節水意識の浸透などにより、一人当たりの使用水量は減少すると見込まれる。結果として、料金収入の対象となる年間有収水量は年々減少し続け、これに伴い、令和 7 年度に約 25 億円あった水道料金は、今後 10 年間で約 2 億円の減収となる見込みであり、事業を支える収入基盤が縮小の一途をたどっているのが現状である。

収入が減る一方で、支出の面、特に老朽化したインフラの更新がどうなるかについて説明する。

9 ページをご覧ください。グラフは管路の整備延長の推移を示している。本市の管路整備のピークは 1995 年（平成 7 年）だった。水道管の法定耐用年数は 40 年なので、このピーク時に整備された大量の管路が一齐に法定耐用年数を迎えるのが、10 年後の 2035 年（令和 17 年）となる。令和 7 年度末時点では、法定耐用年数を超過する管路は全体の 33% だが、令和 17 年度時点では、全体の 58% にあたる約 460km の管路が耐用年数を超過することになる。

10 ページは水道施設の耐震化の状況である。現在、本市の浄水施設の耐震化率は 13% と、全国平均と比べても極めて低い状況だが、これは、昭和 44 年稼働の基幹施設である高田浄水場が現在の耐震基準を満たしていないためである。高田浄水場は、現在、再整備を進めており、令和 11 年度に完了する予定となっている。再整備事業完了後には、浄水施設の耐震化率は 98.5% まで向上する見込みである。

11 ページをご覧ください。管路の耐震化についても整備を進めており、基幹管路の耐震化については、令和 13 年度に完了する予定となっている。また、令和 14 年度以降は重要配水支管や漏水多発区域の面的整備を計画的に行っていかなければならない状況である。

次に、近年の物価高騰や金利の上昇による影響について、12 ページをご覧ください。

主な資材価格については、令和 2 年度から令和 7 年度にかけて、ダクトイル鑄鉄管では約 21%、鋼管では約 85% 上昇しており、人件費についても、令和 2 年度から令和 7 年度にかけて約 24% 上昇している。

13 ページをご覧ください。資材価格の高騰や人件費の上昇等を受け、高田浄水場再整備事業では、これまでに当初契約から事業費が約 25 億円増額している。事業費の増額に伴い、財源となる企業債の借入額も増加しているが、金利が急激に上昇していることで、今後の償還額も大幅に増額することが見込まれる。

次に、本市の経営状況について説明する。14 ページをご覧ください。水道事業会計は収益的収支と資本的収支の 2 つに区分される。このうち収益的収支とは、水道料金や人件費・維持費などの日々の運営に関わるお金の動きとなる。

令和 7 年度決算において、水道料金等による収入は 29 億 6 千万円、修繕費等の支出は 31 億 3 千万円、当年度純損失は 1 億 7 千万円となっている。支出は、減価償却費や修繕費などの固定的経費が 90% 以上を占めている。また、収入のうち約 84% が水道料金収入となっており、水を作り届けるための様々な費用のほとんどは、水道料金収入で賄われている。

次に、15 ページの資本的収支は、水道管の敷設や浄水施設の改修などの大きな設備関連のお金の動きとなる。

令和 7 年度における資本的収支は、企業債等の収入は 28 億 6 千万円、建設改良費等の支出は 39 億 8 千万円、不足額は 11 億 2 千万円となっている。通常、資本的収支は財源不足になる仕組みになっているので、この不足額は、収益的収支の利益や、現金支出を伴わない減価償却費などの費用の計上による内部留保資金で補てんする。

次に、先ほど説明した水道料金収入の減少と更新・耐震化や物価高騰等に伴うコスト増加が、今後の経営状況にどう影響するのか、16 ページからの財政シミュレーションにより説明する。

16 ページの収益的収入は、水道料金収入の減少により、令和 17 年度までの 10 年間で約 2 億円減少する見通しである。

17 ページの収益的支出は、近年の物価や賃金の上昇に加え、高田浄水場の再整備に伴う減価償却費や支払利息が大幅に増加し、令和 10 年度以降、40 億円以上になる見通しである。この結果、18 ページのとおり、収益的収支は、折れ線グラフのように、令和 6 年度以降は慢性的な赤字が続き、支出が急増する令和 10 年度には、約 20 億円もの純損失を計上するなど、赤字幅が急激に拡大していく極めて厳しい予測となっている。

さらに、施設の建設や老朽管の更新などにかかる資本的収支についても厳しい状況となっている。

19 ページをご覧ください。高田浄水場再整備事業が完了する令和 11 年度までは、約 210 億円の多額の建設改良費が発生し、その後も老朽管の更新等により毎年約 8 億円の投資が続く。この財源は主に借入金である企業債で賄うため、次の 20 ページのように企業債残高は令和 11 年度に約 248 億円というピークに達し、結果として、21 ページの資本的収支は毎年大きな不足額を生じることとなる。これを、これまで貯めてきた内部留保資金で補てんするが、22 ページのとおり、令和 11 年度には資金残高が 12 億円を下回る見込みであり、現在のまま推移すれば、わずか数年後には事業を継続するための資金が底をつくことになる。

23 ページをご覧ください。厳しい経営状況の中、委託による民間活力の活用や、収入の増加、支出削減など、資料に示した様々な取組を行うことで効果額を捻出しているが、それ以上の物価・人件費等の上昇により、収支は年々悪化している状況である。

24 ページをご覧ください。「事業の現状および将来見通しのまとめ」として記載している。人口減少による収益減、老朽化・耐震化によるコスト増に加え、近年の急激な物価や賃金の上昇が、本市の水道事業が直面している課題である。

「本審議会について」及び、「本市水道事業の現状と将来の見通し」についての説明は以上である。

会長

ここまでの説明について、ご質疑等あるか。

委員

6 ページの説明で「北九州市までの直線距離と同じ長さの管路を維持しなければならない」とのことだが、人口減少で過疎の地域も増えてくる中で、全ての管路を維持するという発想は、見直すべき状況ではないか。

例えば、令和 6 年の能登半島地震で、水道管路の復旧しない世帯が、浄水器を使って雨水を利用していたという報道があった。地震とは別に、小田原市において、過疎の進みそうな地域では水道管路を使わないような手法の検討の予定はないのか。

事務局

人口が顕著に減少すれば、将来的にはそういう可能性も出てくる。ただ、そうした状況になれば、まず、都市計画法に基づき市街化区域の見直しがされられると思われる。そうすると、下水道事業も水道事業も主に市街化区域を整備しているので影響があり、事業水準を見直すことになるだろうが、現段階では現在の水準を維持していく方向で様子を見ている。

委員

14・15 ページの令和 7 年度決算について、純損失が 1 億 7 千万円とあるが、費用の減価償却費は非現金支出なので、キャッシュフローで考えると、差し引けば 10 億 4 千万円のプラスになる。一方 15 ページを見ると、不足

額が 11 億 2 千万円なので、収益的収支と資本的収支をトータルで見るとほぼ均衡しており、長期的な見通しは別として、令和 7 年度は問題ないのではないかと。

事務局 令和 7 年度決算時点の資金の減少は、さほど大きくはないが、高田浄水場再整備事業が進んでいくと、その支払いについては、まず企業債を借り入れるが、その後 30 年間の元利償還の必要が生じ、減価償却期間と合わないこともあり、今後厳しくなっていくものと考えます。

委員 借入期間と減価償却期間とでは、どちらが長いのか。

事務局 基本的には、借入期間は設備の耐用年数以内となっている。

委員 13 ページの企業債の説明に据置期間が 4 年から 5 年とある。一般的に設備投資後、稼働させて収益が上がるまでが据置期間だと思うが、水道事業は、そんなに年数がかかるのか。

事務局 令和 4 年 3 月に水道ビジョンを策定したが、その後、動力費の高騰等があり、計画上の収支が非常に苦しくなったこともあり、一時期に返済が集中しないように据置期間を設けたという経緯がある。

委員 8 ページだが、市の人口減少に伴い給水人口が減るのは分かるが、以前の会議の中で、浄水関係の設備投資に関する説明で「給水人口は減るが、有収水量は増える」という説明を受けたような記憶があるのだが、どうか。

事務局 以前ご説明したのは計画上の話であり、計画よりも給水人口の減少が進まず、実際には給水量が相対的に不足することとなったため、施設を強化した。

委員 地元の自治会でも単身世帯が増え、世帯人数が減っているため、市の水道行政も厳しいものと思うが、14 ページに、その他の収入として水道料金以外に 4 億円程度記載されている。これはどういったものか。

事務局 主なものとして、まず下水道事業からの負担金がある。これは窓口業務等共通する部分について、水道事業が費用をいったん立て替えて、後日下水道事業が負担するもので、約 1 億 4 千万円ある。他に、長期前受金戻入があり、これは、補助金等を使用期間にわたり分割して収益化していくもので、約 1 億 9 千万円である。また、設計審査手数料があり、これは利用者宅内の配管等の業者設計を審査する際の手数料で、約 2 千万円である。

また、その他とは別に、水道料金以外のものとして水道利用加入金が 8 千万円ある。

委員

その他収入をもっと増やす方法はないか、考えていただきたい。自治会としては、水道料金を上げず、現状維持してほしいところである。

なお、補助金収入だが、これは一般会計からの補助金ということか。他の同規模事業体との比較もお聞きしたい。

事務局

補助金は、主に国からのものである。これは、補助基準に適合する施設を整備した場合に受けられるもので、事業体により、整備する施設は様々なので、一概に比較はできないが、本市としては最大限の補助金の獲得に努めてきており、今後も同様に考えている。

委員

その他収入は、内訳を示した方がよいと思う。

事務局

承知した。

委員

他事業体の水道料金の改定について、何か参考としているか。

事務局

県外も含めて参考にしながら、この資料を作成している。どの事業体も共通して、人口減少に伴う水道料金の減少という課題に直面しており、また、水道の普及時期はほぼ同じであり、設備の老朽化や耐震化の問題を抱えている。他に外的要因として物価高騰の問題も共通している。

委員

物価高騰の中で、補助金が増加されるということはないのか。

事務局

補助金は工事の内容によって補助率が定められており、率は一定であるので、工事費が増額すると併せて補助金も増額する。そういう点では、その中での増額はあられると思われる。また、国の予算の制約があり、要求金額が必ずしも全て認められるものではない。

委員

9 ページの管路の整備延長推移だが、更新されたものについては除かれているという理解で良いか。1950 年代のものの記載があるが、まだ使われているということか。

事務局

ご理解のとおりである。

委員

19 ページの建設改良費の見通しだが、今後、高田浄水場再整備事業のような大規模な支出はあり得るのか、将来の見通しを確認したい。

事務局	10 ページに水道施設の耐震化の状況を示したが、今回の高田浄水場再整備事業が終了すると、浄水施設は耐震化がほぼ終わるので、今後大きな更新は不要と考えている。 その他、配水池の耐震化は、高田浄水場再整備事業終了後、小峰配水池を対象として検討しているが、時期の見通しは立っていない。 また、管路については、9 ページのとおりまだまだ古いものの更新が必要なため、継続的な取り組みが必要と考えている。
委員	22 ページの内部留保資金の見通しだが、12 億円必要なところ、令和 11 年度には、ほぼなくなり、令和 12 年度からはマイナスになる、という理解で良いか。
事務局	このままの状態だと資金が減り続け、支払いのためには借金が必要になる、という意味合いである。
委員	18 ページの表は損益計算書上の損益であって、一方、22 ページの表はキャッシュフローの話という理解でよいか。
事務局	ご理解のとおりである。
委員	18 ページの表の収益的支出について、実績値は良いが、令和 8 年度以降の数値が 17 ページの数値と若干異なるようだが、どうか。
事務局	本来、一致すべきものである。確認し、修正させていただきたい。
委員	他の資料にも影響するかもしれないので、併せて確認をしてほしい。
委員	5 ページに令和 7 年度時点の有収率が 82.9%とあるが、客観的にみると低めの数値に思える。他事業体と比べるとどうなのか。また、この数値となっている原因は何か。
事務局	令和 5 年度時点の全国平均が 89.4%であり、ご指摘のとおり低い傾向にあると認識している。このため、令和 4 年度に有収率改善委員会を立ち上げ、ゼロベースで検討している。この中で、有収率が高い事業体へのヒアリング等を踏まえ、地下漏水の早期発見・早期修繕が大事だと分かったので、新しい手法として人工衛星を使った漏水調査を実施し、その結果を基に効率的な早期発見・早期修繕に取り組んでいる。また、水道管の管末に、水質保持のため一定程度排水するドレン装置があるが、必要性の有無を確

認し、少しでも有収率が向上するよう取り組んでいる。

一時期、令和5年度に最低値の82.1%まで下がったが、現在、向上とまではいかないが、下げ止まっていると認識しており、今後も取り組みを継続したい。

委員

10 ページの浄水施設の耐震化率だが、現在 13%という低い水準に止まる理由は何か。

事務局

本市の配水する水道水のうち、約 86%を高田浄水場が担っており、当該浄水場の耐震性がないため、このような低い数値となっている。なお、当該浄水場再整備後は、98.5%となるが、残りの 1.5%は、根府川地区の旧簡易水道の比較的小規模な施設が該当する。

会長

それでは、時間の都合もあるので、一度質疑を終了し、目次 3 からの説明を願いたい。

事務局

26 ページをご覧ください。ここから水道料金体系の現状と問題点の説明である。

本市の現在の水道料金は平成 29 年に改定されたもので、料金表については昭和 49 年から、家庭用、事業用などの「用途別料金体系」、基本料金と従量料金の「二部料金制」、使用量に応じて単価が高くなる「逦増型従量料金」、「基本水量あり」という体系を採用している。なお、27 ページでは、参考として水道料金体系の基本的な体系について紹介している。

28 ページをご覧ください。水需要が減少する中で、水需要の構造の変化により、現在の料金体系に問題が生じている。まず 1 つ目として、「事業用が家庭用を補う構造」の問題がある。年間有収水量が徐々に減少する中で、家庭用の使用水量が平均 0.4%減少しているのに対し、事業用の使用水量は平均 1.7%減少しており、特に事業用の使用水量が大きく減少していることを示している。29 ページの上の図は、家庭用と事業用の用途で分けた場合に、それぞれの使用者が 1 m³当たりどれだけの料金負担をしているかを表している。本市の給水に係る原価は 1 m³あたり 152 円だが、家庭用の供給単価は 121 円と原価割れしている。これを事業用の高い単価、217 円で補てんする構造をとっている。ところが、下の図のとおり、事業用の水需要は、全体の有収水量に対して、平成元年の 35.8%から令和 7 年には 19.7%まで大きく減少している。つまり、高い単価の事業用が、原価割れの家庭用を支えることが難しい構造になってきており、安定的な収益確保が困難になっていることを示している。

30 ページをご覧ください。ここでは水需要構造の変化によるもう一つの大きな問題である「多量使用者が少量使用者を補う構造」について説

明する。先ほど、事業用が家庭用を補うことが難しい構造になってきていると説明したが、家庭用、事業用の枠組みの中においても、同様の問題が起きている。グラフは、人口と世帯数の推移を示している。人口の減少に対して世帯数が増加しており、令和2年度の1世帯当たり人口は2.31人と、1世帯当たりの人口が減少している。

次に31ページをご覧ください。世帯人数の減少等により、1件当たりの水の使用量は減少している。2か月で30 m³以下の使用の件数が増加しており、特に、16 m³以下の基本水量内の件数が年々増加し、現在では全体の3割以上を占めるまでになっている。一方で、41 m³以上の水を使う層は減少傾向にある。

32ページのグラフは使用水量別の収入額割合を示している。31ページで示したとおり、2か月で61 m³以上の使用の割合は、件数では約1割と低いが、水道料金収入全体で見ると約5割という大きなウェイトを占めており、本市の水道事業の収益を支える重要な存在となっている。この61 m³以上の使用の収入額は、平成29年度では全体の50%以上を占めていたが、令和7年度には45.3%まで減少している。

33ページをご覧ください。本市の現在の水道料金は、水を使えば使うほど単価が高くなる「逦増型」を採用しており、たくさんの水を使う多量使用者の高い料金によって、少ししか水を使わない少量使用者を補うという収益構造になっている。しかし、先ほど示したデータの通り、単価の高い多量使用者が減少し、単価の安い少量使用者が増加していることで、このバランスが崩れつつある。

このままの体系を維持することは、将来の安定的な収益確保を困難にするものであり、水需要が減少する時代に適合した料金体系への見直しが必要となっている。

34ページをご覧ください。受益者負担の公平性という観点から、現在の料金体系が抱える2つの問題について説明する。

まず1点目は、固定的経費の負担に関する問題である。基本料金は、水を使用する・しないに関わらずお支払いいただく定額の料金であり、水道管や浄水場といった水道施設を、いつまでも安全に使える状態に維持するための固定費を賄うという重要な目的を持っている。

中段の図では、一般家庭で多く使われる「口径20mm」の水道と、工場などで使われる「口径150mm」の大口径の水道を比較している。口径が大きいほど、一度に大量の水を送るための施設能力が必要となり、維持管理コストも大きくなる。図に示した通り、材料費だけでも水道管で約14倍、メーターに至っては100倍ものコストの差が生じる。しかし、本市の現在の用途別料金体系では、この口径の大小、つまり施設にかかるコストの大小に関わらず、基本料金は家庭用で1,640円、事業用で1,720円と、ほぼ一律に設定されている。本来であれば、より大きなコストを要する大口径

の利用者には、その規模に見合った固定費を負担していただくべきだが、現状の体系では大口利用者の負担が相対的に軽減されており、コスト負担の適正化が図れていない状況である。

35 ページをご覧ください。2 点目の問題は、基本水量である。現在の体系では、2 か月で 16 m³の基本水量を設定しており、16 m³までの使用であれば、基本料金のみ一律 1,640 円という基本水量制度を採用している。この仕組みの問題は、16 m³の範囲内であれば、料金が変わらず、使用水量に応じた負担にならない点にある。また、表に示したとおり、例えば 2 か月で 10 m³使用した場合では 1 m³あたりの単価が 164 円になるのに対し、上限の 16 m³まで使用した場合は単価が 103 円となる。つまり、少ししか使わない人ほど、単価としては割高な料金を支払っていることになり、基本水量内での使用者間に不公平が生じている。

以上の 2 つの理由から、現行の料金体系は利用者間の公平性を確保する観点から見直しの時期を迎えていると言える。

36 ページをご覧ください。これまで、現行の料金体系が抱える構造や公平性の問題について説明してきたが、ここでは、そもそも水道料金はどのように設定されるべきかという点について説明する。水道料金の決定にあたっては、水道法第 14 条および地方公営企業法第 21 条において、明確なルールが定められている。それが「公正妥当性」、「適正な原価」、「健全な運営の確保」という 3 つの原則である。

具体的には、能率的な経営の下で算定された適正な原価を基礎として料金水準を決定し、将来にわたって健全な事業運営を確保できる自己財源を確保すること、そして、その費用を利用者の受益に応じて配分し、特定の利用者に不当な差別的扱いをしない公正妥当な料金体系とすることが求められている。

しかし、これまでの説明のとおり、本市の現行の料金体系は、この 3 つの原則に適合しづらい状況になりつつあり、結果として利用者間の不公平や、水需要の減少割合以上の水道料金収入の低下を招く恐れが出てきている。

この原則を踏まえたうえで、本市の水道料金の現状と問題点について、37 ページにまとめた。

上段の「本市の料金体系」のとおり、現在は「用途別料金体系」、「二部料金制」、「逦増型従量料金」、「基本水量あり」という 4 つの要素で成り立っているが、それぞれに検討課題が生じている。

表の中央、「現状と問題点」をご覧ください。事業用の使用水量が年々減少していることにより、事業用が家庭用を補うという従来 of 収益バランスが崩れつつあることに加え、多量使用者が減少する一方で少量使用者が増加していることにより、多量使用者が少量使用者を補うという収益バランスも崩れるという問題が生じている。また、口径の大小に関わらず

基本料金が一律であるため、維持管理コストについて施設規模に応じた負担になっていないことや、基本水量内では使用水量に応じた負担にならないという問題も生じている。

これらの問題について、36 ページで説明した「水道料金の原則」に基づいて、水道料金の在り方を見直し、体系を検討していく必要があることから、表下段に示した「用途別料金体系の妥当性」、「基本料金と従量料金のバランス」、「従量料金の通増度の見直し」、「基本水量の見直し」という項目について検討していく。

39 ページをご覧ください。これまで説明してきた「事業の現状と将来の見通し」、そして「水道料金体系の現状と問題点」を踏まえ、本市の水道事業が解決すべき課題をまとめた。

本市の課題は、「水道料金の減少」と「施設の老朽化対策・耐震化の計画的な推進」であり、人口減少等による水需要の減少などにより、水道料金が減少している中でも、安全・安心な給水体制を維持するために、老朽化した水道施設の更新や耐震化など、計画的な投資を行っていく必要がある。その結果、令和 11 年度には、内部留保資金が事業運営に必要な 12 億円を下回ることになる。

40 ページをご覧ください。これらの課題に対応し、経営基盤を抜本的に強化し、資金枯渇のリスクを回避するとともに、社会構造の変化に左右されない、自立的でより健全な経営体質へと転換していくためには、財源を安定的に確保していくことが不可欠となる。水道事業においては、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則となることから、主要な自己財源である水道料金について、適正な料金水準・料金体系を検討し、経営基盤の強化を図り、経営の健全化に努めていくことが必要である。

41 ページをご覧ください。先ほど、これらの課題に対応するためには、適正な料金水準及び料金体系の見直しが必要と説明したが、ここではその根拠となる法律上の原則について説明する。

地方公営企業である水道事業は、その経営に要する経費を経営に伴う収入、つまり水道料金で充てる独立採算制が原則とされている。

「市が運営しているのだから、足りない分は税金で補てんすればいいのではないか」と思われるかもしれないが、水道は利用者によって水の使用量が異なり、市内に住んでいても井戸水などを使っていて水道を全く利用しない方もいる。そのため、水道事業の経費をすべて税金で賄ってしまうと、市民の皆様の間に不公平が生じてしまう。

そこで、一般の市の財政とは切り離し、使った人が、使った分だけ負担するという受益者負担の考え方にに基づき、独自の採算で公平性を保つことが法律で求められている。これが独立採算制の原則である。

ただし、この原則には「一般会計で負担すべきものを除き」という条件がついている。

地方公営企業法では、「その性質上、経営に伴う収入で賄うことが適切でない経費」などについては、例外として一般会計、つまり税金で負担する繰出基準が示されている。

本市における具体的な例としては、公共の消防活動という公益目的で使われる消火栓の設置や維持管理にかかる経費、職員の児童手当に要する経費、また過去の統合水道に係る元利償還費などが該当し、これらには市の一般会計から税金が充てられている。

しかし、ここで認められた例外以外の経費については、水道料金収入で賄わなければならないことになる。

これまで説明してきた、老朽化した管路の更新や、施設の耐震化に要するコストも、この、料金収入で賄うべき経費に含まれる。これからの水道インフラを安全に維持し、次世代へ引き継いでいくための財源を確保するために、料金水準の改定を検討することが必要になる。

42 ページをご覧ください。これまでの説明のまとめとなる。

水道料金の減少、物価高騰や更新需要の増加により、本市の水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後はさらに経営状況が悪化することが予測される。また、現行の料金体系では収益のバランスが崩れ、安定収入の確保が困難になることが予測されるほか、受益者負担の公平性についても問題がある。今後も安全・安心のサービスを提供し続けるためには、財源の安定確保が不可欠であり、適正な料金水準・料金体系を検討し、経営基盤の強化を図り、経営の健全化に努めていく必要があることから、ご審議をお願いするものである。

適正な料金水準と公平な料金体系の構築に向けて、委員の皆様の忌憚のないご議論をお願い申し上げます。

会長

ここまでの説明について、ご質疑等あるか。

委員

小田原市は、一部の地域は県営水道で、他は市営水道となっているが、なぜ、全域が県営水道ではないのか。もし、全域が県営水道となったら、どういう影響があるのか。

事務局

ご指摘のとおり橘地域は県営水道であるが、これは、合併前の旧橘町が県営水道を利用していた経緯がある。県営水道への統合については、現在、県からの動きはない。今後、人口減少が進めば、そうした議論もあり得るが、今のところは考えていない。

委員

いわゆる広域化の話と考える。

委員

基本料金以内の世帯が増えているということだが、確かに自分の例で言

うと、単身生活をしていた時は、洗濯と炊事くらいで、風呂は外で済ませたため、使用量は1、2 m³程度だったが、基本料金でも割高だと思っていた。それが、高齢者の2人世帯だと上限近い使用量だと思われるが、同じ基本料金内でも不公平感を感じていたため、その見直しは良いと思う。

委員 説明を聞いて、用途別から口径別に移行するのは妥当のように思ったが、現在、用途別のままの事業体は、全国的にどのくらいの割合か。

事務局 口径別を採用する事業体は、現在6割以上であり、残りが用途別、その他となる。

委員 26ページの現在の水道料金は平成29年に改定したとある。今回は抜本的なものと思うが、前はどのような思想で改定したのか教えてほしい。今回、前回と考え方をどう変えるべきなのか、その確認のためである。

事務局 前回の改定時に議論されたこととしては、大きくは逦増制についてであった。前回の改定前は、26ページの表よりも差が大きく、これを縮小するため基本料金を上げるなど、なるべく単価の差が縮まるようにした。また、口径別導入の議論もあったが、変化が大きいため、次回の検討とするよう付帯意見がついた。それを受け、今回、検討内容に含めた。

委員 当時の資料があると分かりやすいと思う。

委員 28・29ページの説明で、事業用の有収水量が減っているということである。小田原市の都市計画も関わっていると思うが、昔と比べ工場も減っており、需要も減少していると思う。平成元年度と比べ、令和7年度は半分近くの割合であるが、今後も同じ傾向が見込まれるのか。

事務局 今後10年間の推計としては、直近の実績に基づいて一定と見込んでいる。小田原市内の工場撤退も一段落し、残る工場も地下水の利用をしているところがあり、その部分は、使用水量には影響しないので、ある程度のところで下げ止まると見ているが、長期的には人口減少に伴い減少していくと思われる。

委員 小田原市は地下水が豊富で揚水規制もないようなので、地下水利用の事業所が多いのは悩ましいところであると思う。

委員 基本水量を見直す必要があるということだが、基本水量を設定していない事業体はどのくらいあるのか、教えてほしい。

事務局

手元に資料がないので、調べて別途回答する。

会長

目次 5 からの説明を願いたい。

事務局

検討スケジュールについて、まず、44 ページをご覧ください。料金水準や体系の検討は、総括原価の計算など細部にわたるため、小田原市上下水道事業運営審議会規程に定める部会を設置し、部会での検討結果を審議会へ報告することで、審議を進めていきたい。なお、部会に属する委員については、会長が指名することとなっているため、後ほど会長からご指名いただく予定である。

45 ページをご覧ください。令和 8 年度から 9 年度にかけて、本審議会、部会を含め全 9 回の検討を予定している。第 1 回となる本日は、本市水道事業が現在直面している経営課題を示しながら、料金改定の検討の必要性について共有した。以降、第 2 回からは、部会において、料金水準や料金体系の具体的な検討を行い、本審議会での中間とりまとめを経て、令和 9 年 11 月に開催予定の本審議会において最終答申案を取りまとめていると予定である。

なお、本審議会委員の任期は、事前に書面で依頼したとおり、来る 9 月 30 日をもって満了するが、今後の水道料金改定に関する審議を進めるにあたり、継続性を確保するために、皆様の任期を 2 年間延長し、令和 10 年 9 月 30 日までとさせていただきたい。

以降のページは参考資料となっている。事務局からの説明は以上である。

会長

今後、料金改定の検討を進めるにあたり、部会の設置について提案があったところだが、これを審議したい。ただいま説明のあった検討スケジュールについても、ご意見があったらお願いしたい。

(意見なし)

会長

部会を設置することについて、ご異議ないか。

(異議なし)

会長

それでは部会を設置することとする。部会の委員は、審議会規程第 6 条の規定により、会長が指名することになっている。事務局からの説明のとおり、内容がやや専門的になることから、水道事業及び会計に関する学識経験者を委員としたいと思うが、よろしいか。

(意見なし)

会長 それでは、部会の委員として、私と、齋藤委員・森委員・川崎委員・志村委員を指名させていただきたい。

(各人了承)

会長 なお、部会長及び副部会長は、同じく審議会規程第6条の規定により部会員の互選により選任することとされているが、事務局から案はあるか。

事務局 時間の都合もあるので、後日事務局から部会員の皆様にメールにてご案内し、決定したいと考えている。

会長 それでは、本件については、部会を設置し、検討を進めることとする。今後の部会での検討の経過及び結果については、改めて審議会に報告する。それを踏まえて、審議会全体として議論を深めてまいりたいので、よろしく願いたい。

(事務局入れ替え)

会長 それでは、「3 報告事項(1) 小田原市下水道施設包括的維持管理業務について」、事務局から報告願う。

事務局 報告資料1をご覧いただきたい。

1の概要だが、令和9年4月から実施予定の小田原市下水道施設包括的維持管理業務(第2期)は、現行の管路に、下水道管理センター及び中継ポンプ場等の下水道施設も対象に加え、事業者選定等に関する事項については、先日、7月28日に、本市の附属機関である小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会に諮問した。2の報告事項等だが、7月28日の第1回委員会では、諮問を行ったのち、プロポーザル募集要項や要求水準書等の案について審議いただいた。11月下旬に開催予定の第2回委員会では、プレゼンテーション審査等を実施した上で、優先交渉権者の選定を行い、12月下旬に答申をいただく予定である。報告は以上である。

会長 要は、下水道事業の維持管理の事業者選定をプレゼンテーションにより行うということだが、ただいまの報告について、ご質疑等あるか。

(質疑なし)

会長	それでは、本日予定していた案件はすべて終了となる。進行を司会へお返しする。
事務局	《事務連絡 今後の審議会についてなど》
事務局	以上で令和 8 年度第 2 回小田原市上下水道事業運営審議회를閉会する。